

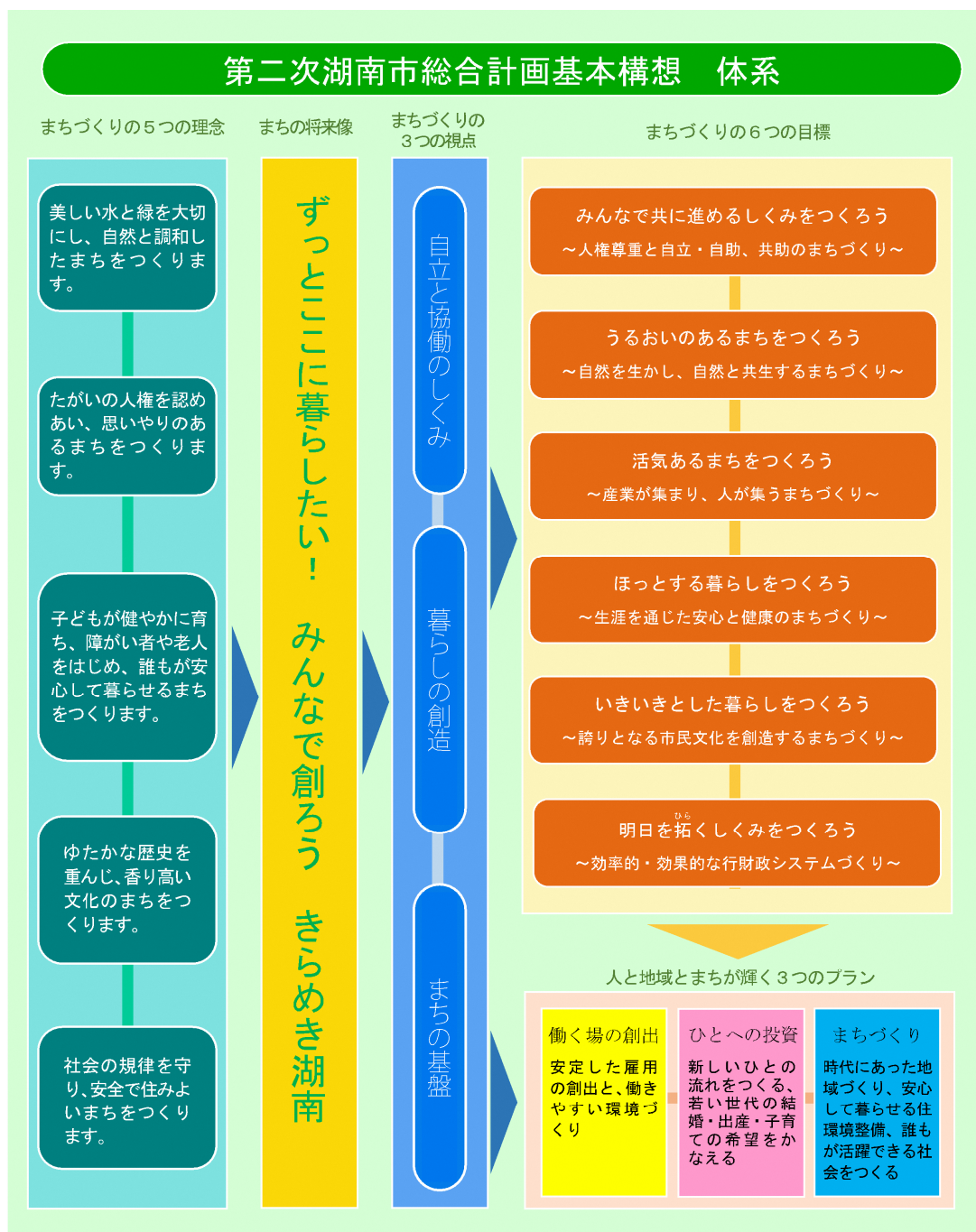
1. 関連する計画や他部局の関係施策などの整理

1-1 上位計画の整理

令和3年に改訂された第二次湖南省総合計画後期基本計画に記載されている内容に変更しました。

(1) 第二次湖南省総合計画後期基本計画（令和3年（2021年）4月）

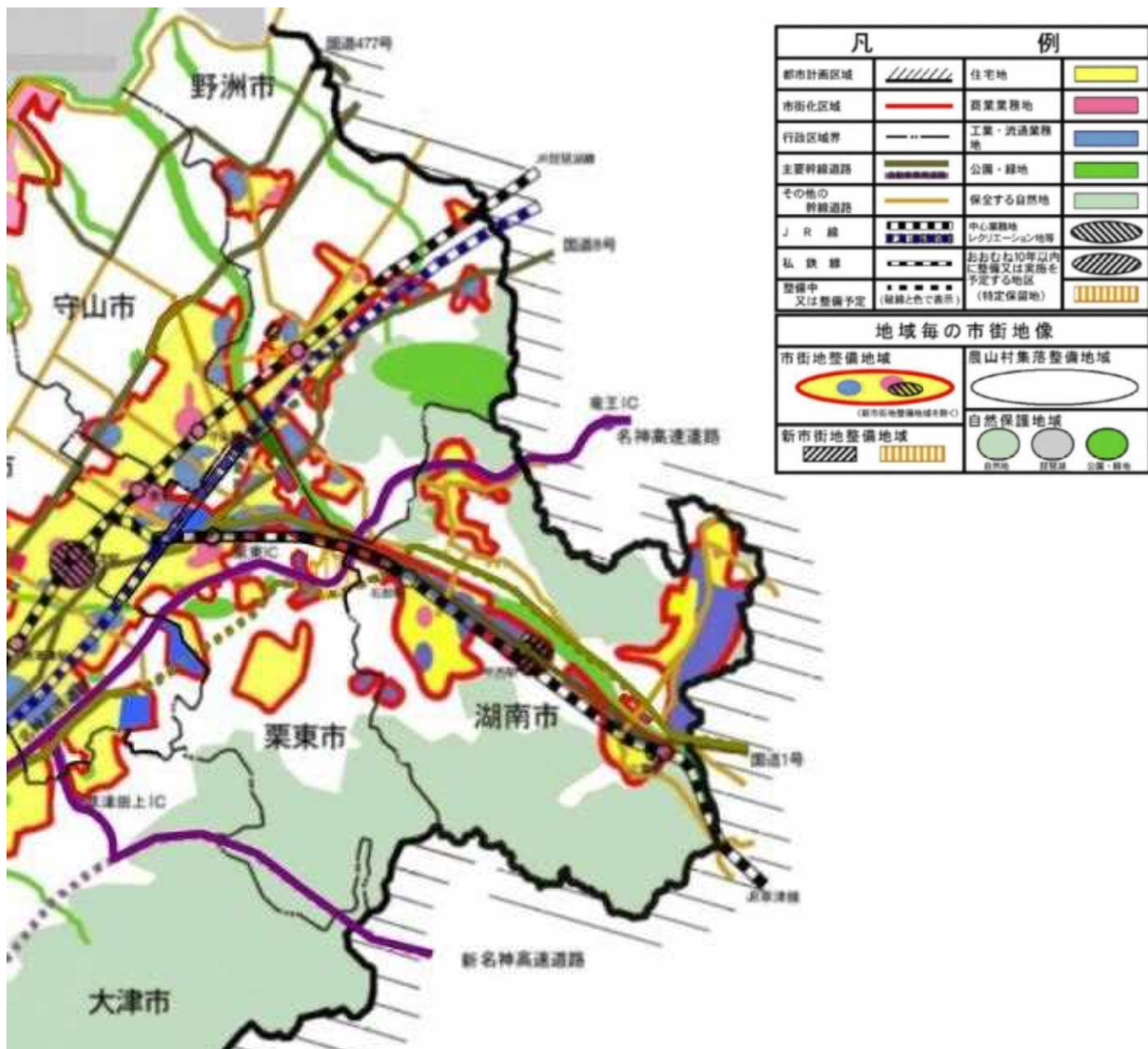
- ・本市の将来像（5年後）を、「ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南」とし、「自立と協働のしくみ」、「暮らしの創造」、「まちの基盤」の3つの視点から、6つの目標に基づくまちづくりを進めることとしています。
- ・将来人口については、「第二期きらめき・ときめき・元気創生総合戦略」との整合を図り、長期的将来である2060年には2010年の人口規模から1割程度の減少に、5年後の2025年には現状の人口規模を維持することを目指しています。



(2) 大津湖南都市計画区域マスタープラン（令和3年（2021年）3月）

- ・広域都市計画区域において、今後も区域区分制度を維持することとし、市街化区域のおおむねの規模、土地利用をはじめとする主要な都市計画の決定の方針を定めています。
- ・湖南市に関する土地利用の方針は以下の通りです。

一般商業地	湖南市西庁舎周辺、湖南市東庁舎周辺および栗東水口道路岩根交差点付近については、商業地の配置を行い、地域の中心的な商業地区の形成を目指す。
工業地	既存の工業地については、今後も工業地区として維持し、産業基盤の整備・改善を図るように措置する。 湖南市の湖南工業団地の既存の工業地を活用する。
住宅地	住宅地については、公共施設の計画的整備に努め、歩いて暮らせる快適な住宅地の形成をめざす。 国道1号沿いに工場進出がみられることから、平地部および丘陵地に住宅地を配置するものとし、既成市街地に加えて、吉永、J R 三雲駅周辺などに新たな住宅地を配置する。



(3) 湖南省都市計画マスタープラン（令和3年（2021年）3月）

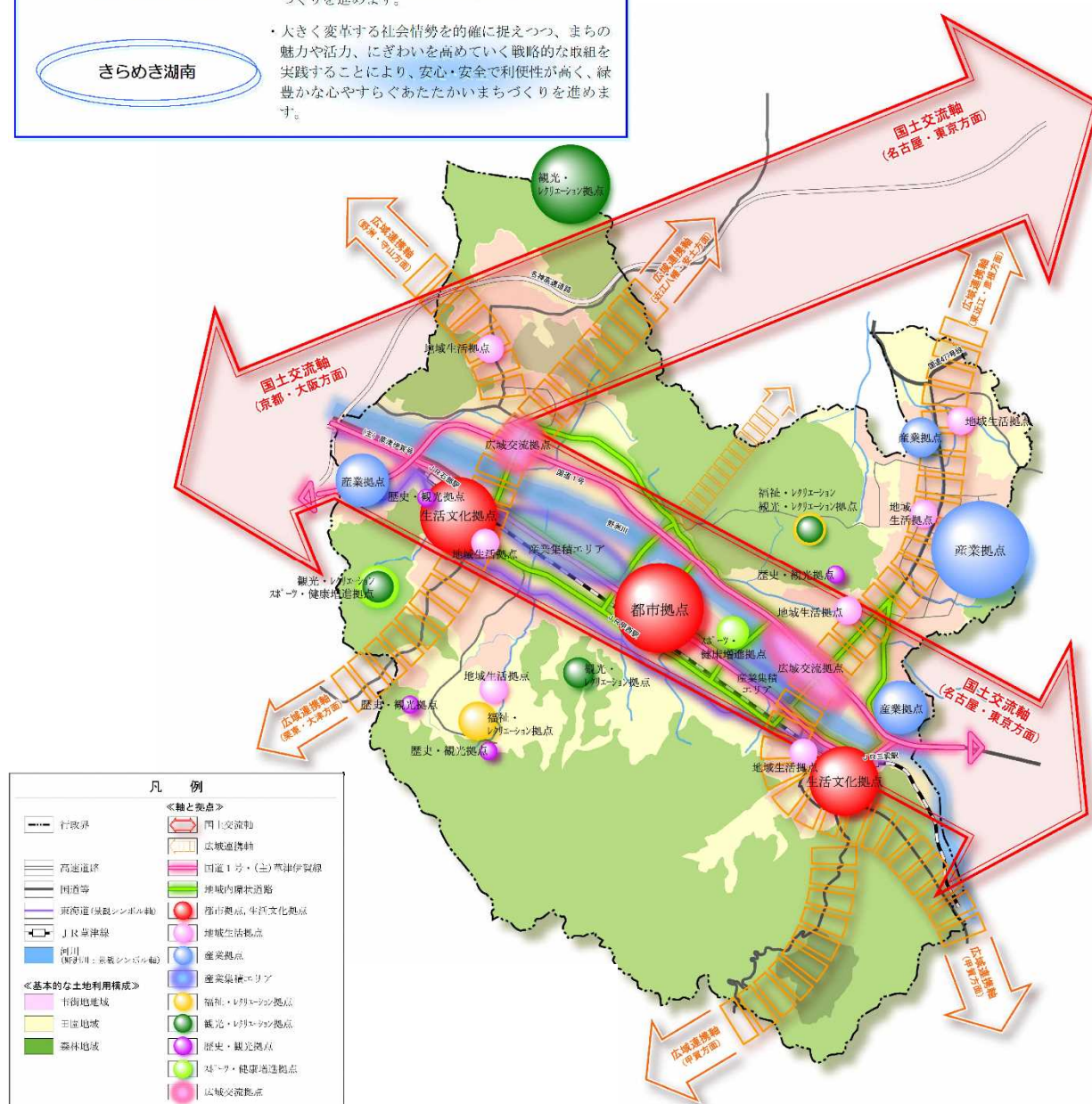
- ずっとここに暮らしたい!

みんなで創ろう

きらめき湖南

 - ・市民が誇りと愛着を持てる身近な生活環境や、市民が主体的にまちづくり活動を展開できる仕組みを整え、心にゆとりを持って生活することができる穏やかなまちづくりを進めます。
 - ・今後のまちづくりにおいては、身近な生活環境を高めようとする市民やまちづくり協議会の取組を基本としつつ、これを支え、ともに取り組む企業やまちづくり団体などの多様な主体が参画・連携したまちづくりを進めます。
 - ・大きく変革する社会情勢を的確に捉えつつ、まちの魅力や活力、にぎわいを高めていく戦略的な取組を実践することにより、安心・安全で利便性が高く、緑豊かな心やすらぐあたたかいまちづくりを進めます。

- I：安心・安全、循環と共生を重視した持続可能なまちづくり
- II：まちの活力とにぎわいを創出する多様な拠点づくり
- III：人と地域の交わりを支える、便利で快適なネットワークづくり
- IV：花や緑、美しいまちなみで心をつなぐ景観づくり
- V：協働による誇りと愛着を育むまちづくり



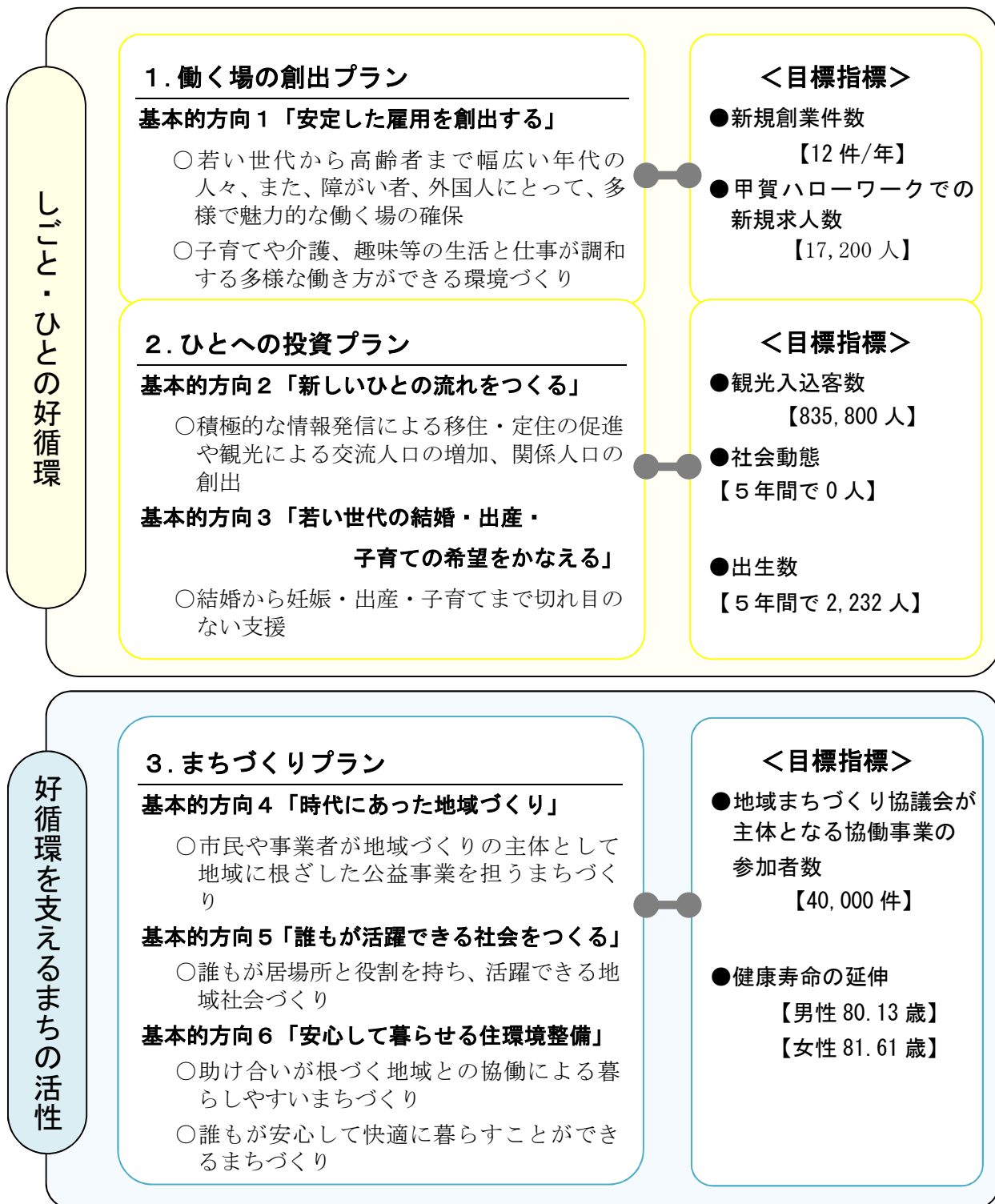
■都市計画マスタープランに掲げる将来都市構造

1-2 関連計画の整理

令和3年に変更された湖南省きらめき・ときめき・元気総合戦略に記載の内容に変更しました。

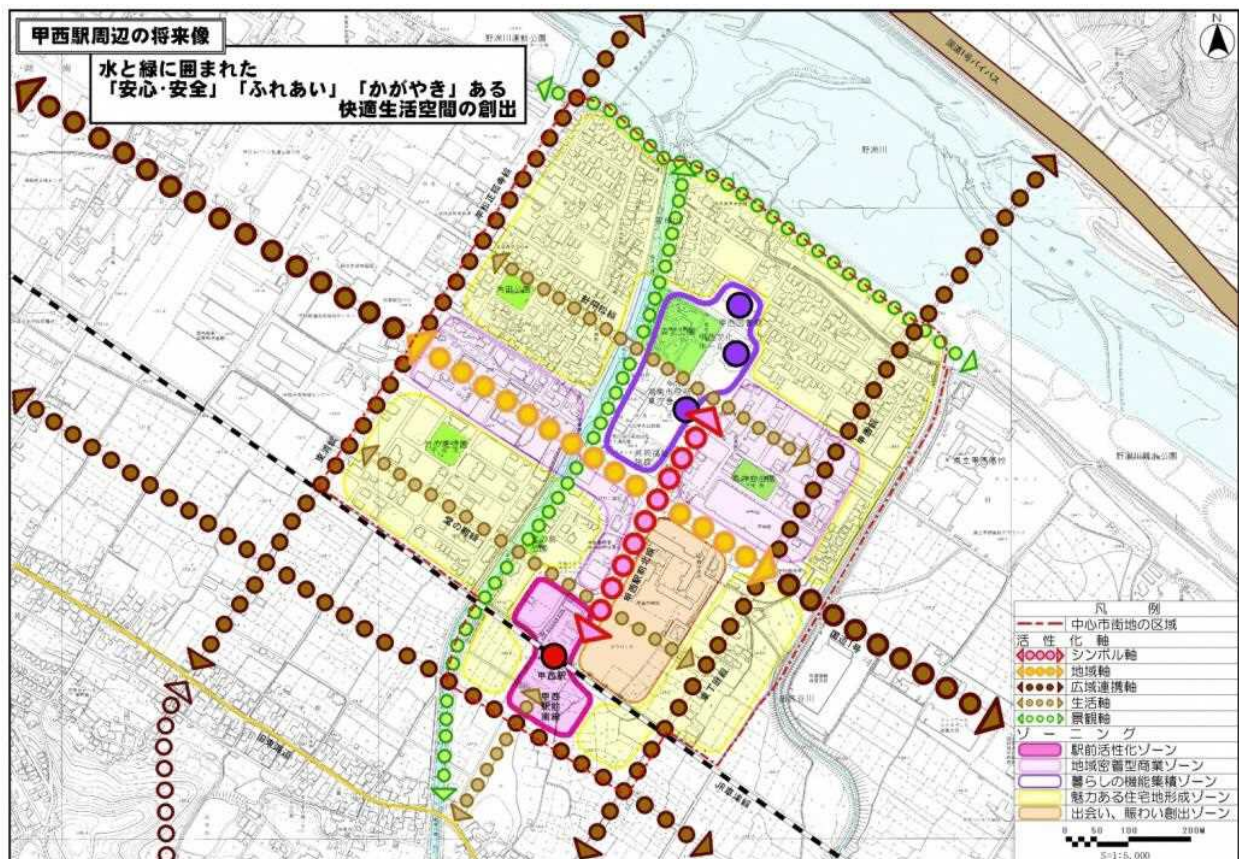
(1) 第二期湖南省きらめき・ときめき・元気創生総合戦略（令和3年（2021年）4月）

- ・ 大幅な人口減少と高齢化を防ぐため、①令和42年（2060年）までに合計特殊出生率が国民希望出生率である1.8程度まで向上することで、長期的な人口規模の安定と人口構造の若返りを図る、②転出抑制と転入増加により、社会増減を均衡状態（転出と転入の差を0にする）にし、人口規模の確保を図る取り組みにより、2060年までの人口減少率を10%程度に抑えることが可能となるとし、柱となる3つのプランを掲げています。



(2) 湖南市中心市街地活性化基本計画（平成 17 年（2005 年）3 月）

- ・甲西駅から野洲川までの一体的市街地を中心市街地として定め、「水と緑に囲まれた「安心・安全」「ふれあい」「かがやき」ある快適生活空間の創出」を基本コンセプトに掲げています。
- ・「快適性の創出」、「交通利便性の創出」、「にぎわい創出」を基本方針とし、市街地整備改善のための事業、商業の活性化のための事業、その他の事業の施策展開を示しており、現在までに駅舎整備等の事業を進めています。



平成 31 年に策定された湖南省市営住宅整備計画に記載の内容に変更しました。

(3) 湖南省市営住宅整備計画（平成 31 年（2019 年）3 月）

- ・用途廃止予定の団地を含めた 8 団地について、2019 年～2028 年までの 10 年間で市営住宅の整備計画を立案しています。

優先順位	団地 住棟名	活用 手法	構造 階数	建築 年度	備 考
1	茶釜	個別 改善	中耐 3 階	S57～H6	【A 棟・B 棟】 ・軒裏コンクリートの剥落が見られるなど、老朽度・緊急度が高いことから優先的に個別改善事業を実施する。 ・現ストックの有効活用に向けた個別改善（長寿命化・居住性向上）を実施する。 【C 棟】 ・現ストックの有効活用に向けた個別改善（長寿命化・居住性向上）を実施する。
2	田代ヶ池	個別 改善	中耐 4 階	S50	・耐震性が不明なため、耐震診断を実施し、必要に応じて補強計画を検討する。 ・現ストックの有効活用に向けた個別改善（長寿命化・居住性向上）を実施する。
3	東寺 (A～L)	個別 改善	準耐 2 階	H1～5	・計画期間以降（2029 年以降）に延命化を図るべく長寿命化型改善を実施する。
4	宮の森 (B～G)	個別 改善	準耐 2 階	S59～61	・計画期間以降（2029 年以降）に延命化を図るべく長寿命化型改善を実施する。
5	石部南	個別 改善	中耐 5 階	H23	・計画期間以降（2029 年以降）に現ストックの有効活用に向けた個別改善（長寿命化）を実施する。
6	東寺、 田代ヶ池、 茶釜の 3 団地	個別 改善	中耐 4 階	S50 他	・計画期間以降（2029 年以降）に現ストックの有効活用に向けた個別改善（福祉対応）を実施する。 ・駐車場不足の解消に向けて駐車場を整備する。
7	堂ノ上、 西寺 (I 棟以外)	用途 廃止	準耐 2 階	S45～54	・空き家になった住棟から順次解体・除却を実施。 ・用途廃止対象住宅入居者の移転先確保のための民間賃貸住宅の活用手法について検討する。
8	東谷団地	統合 建替 え	準耐 2 階	S55～57	・空き家になった住棟から順次解体・除却を実施。 ・近接する西寺団地、東寺団地と統合建替えを実施（事業円滑化に向けて仮住居の確保などの面での連携を想定）。

■湖南省市営住宅整備計画

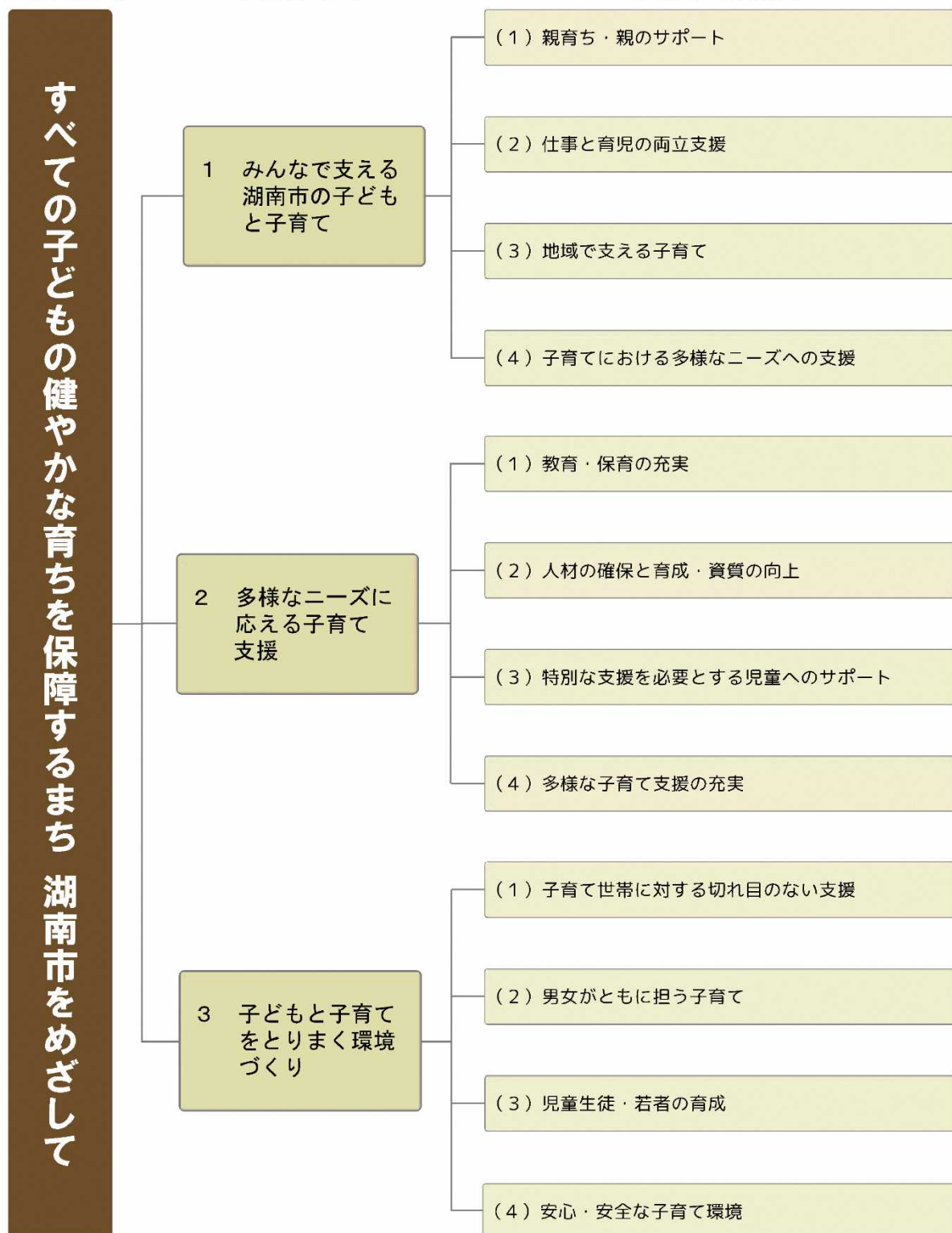
(4) 湖南省子ども・子育て支援事業計画（令和2年（2020年）3月）

- ・ 基本的な考え方を「すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障するまち 湖南省をめざして」とし、3つの基本方針と12の施策の方向性を示しており、中学校区を基礎単位として、各々のニーズ量にあったサービスの提供を行うこととしています。
- ・ 都市機能に関しては、市内教育・保育施設の認定こども園へ移行を推進、支援することとしています。

[基本理念]

[基本方針]

[施策の方向性]



(5) 第8期湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和3年（2021年）3月）

- ・「高齢者がいきいきと自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 湖南省」を基本理念とし、3つの基本目標と10の施策の方向性を示しています。
- ・都市機能に関しては、日枝地区への小規模多機能型居宅介護事業所の開設を掲げています。

高齢者がいきいきと自分らしく、 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 湖南省

基本目標	基本施策	事業
Ⅰ. いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち	1. 生きがいづくりと社会参加活動の促進	①生きがいサービスと居場所づくりの推進 ②社会活動への参加促進
	2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進	①健康づくりと介護予防事業の一体的実施の推進 ②自立支援の推進
Ⅱ. 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち	3. 支えあいの地域づくり	①多様な主体による生活支援サービスの創出 ②生活支援サービスの充実
	4. 緊急時・災害時等に係る体制整備	①緊急時・災害時の支援対策の強化 ②災害時や感染症に対する体制整備の推進
	5. 総合的な認知症ケアの体制づくり	①予防と早期対応の仕組みづくり ②若年性認知症への支援体制づくり ③認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進
	6. 権利擁護の推進	①権利擁護、虐待予防のための啓発 ②迅速で適切な虐待対応 ③権利擁護のための関係機関との連携強化
	7. 医療と介護の連携	①在宅医療を支える環境整備 ②連携の課題抽出と対応の協議 ③医療と介護の連携拠点の充実 ④在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援 ⑤多職種連携のための研修 ⑥二次医療圏内における連携の推進 ⑦在宅看取りに向けた啓発
	8. 地域包括支援センターの機能強化	①地域包括支援センターの体制整備 ②地域包括支援センター業務の着実な執行 ③地域包括支援センター業務の継続的な評価・点検
Ⅲ. 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち	9. 介護保険サービスや住まい等の基盤整備	①在宅生活を支えるための介護サービスの整備 ②介護保険施設サービス利用の適正化 ③サービスの質の向上 ④介護者の負担軽減や知識・技術習得の支援 ⑤多様な住まいや交通環境の確保
	10. 介護保険事業の円滑な運営	①要介護認定の適正化 ②ケアマネジメントの適正化 ③給付の適正化の推進 ④介護予防・日常生活支援総合事業の適切な運営 ⑤受給者の理解の促進 ⑥適正な財政運営の推進 ⑦計画の進捗管理と評価